



風かおる  
人が輝き  
躍動するまち

# とままえ

# 4

No.632



## まちひと百景

### 滝本くん！快挙達成！

日本郵便株式会社主催の「第11回全日本年賀状大賞コンクール」に応募した苫前小学校3年の滝本勇吾くんが絵手紙部門で最高賞となる「年賀状大賞」に輝く快挙を達成した。

このコンクールは平成15年から開催され、絵手紙・版画・ことばの3部門に全国の幼児から一般まであわせて約10万点のうち、絵手紙部門の約7万点の中から留萌管内では滝本くんだけというすばらしい成績を残した。

元気で迫力ある今にも飛び出してくるような絵と、あいさつの「おめでとう」と礼を取るかけ声の「とうっ！」を結びつけるなど、人を引きつけるすばらしい作品だ。

- 平成26年度町政執行方針…2～5
- 平成26年度教育行政執行方針…6～7
- 町内施設使用料金が変更されます…8～9
- 卒園式・卒業式…10
- 新しい民生委員ほか…11
- 国民年金・川柳…12
- 学びの広場…13
- 健康ばんざい…14
- 後期高齢者医療ガイド…15
- 住まいる情報…16～17
- 卒園・卒業ギャラリー…18

### まちの人口

人口／3,426人(男／1,622人：女／1,804人)  
世帯数／1,630世帯 (3月31日現在)

URL：<http://www.town.tomamae.lg.jp>

# 平成26年度町政執行方針 活力に満ちあふれる 心豊かな人が躍動するまち

全町民がスクラムを組み、  
互いに協力し知恵を出し合いながら



平成26年第1回苦前町議会定例会の開催（3月5日）にあたり、町政執行の基本的な考え方と施策の大綱についてお知らせします。  
なお、この執行方針は役場及び公民館に設置しており、その中で、ご自由にご覧下さい。

## 町政推進の基本方針

私が町民皆様の負託を受けて、町長という重責を担わせていただいているから、11年が経とうとしています。

この間「町民皆様のニーズをしっかりと受け止め、誇りと希望の持てる住んで楽しいまちづくり」の実現に向けて、町民皆様並びに議員各位のご支援ご協力を賜りながら、様々な取組を推進しました。地域社会の最前線で住民サービスを担う市町村の役割と責任は、益々大きくなってきています。

まちづくりの原則は「自分たちのまちは、自分たちでつくる」ことで、これからの時代は市町村も日本を支えられるような存在価値を持つことであり、今まで以上に民間の感覚をいかしながら、まちを経営する体制とし行政改革、健全な財政運営を持続していくことが重要であると認識しています。

現在、国政の流れは、与党が圧倒的多数を占めており、国の施策は決まりやすくなっています。

このことから、本町でも項目によつては、時流に乗せて町政を担当していかなければならないこともありませんが、引き続き地域からの声をよく聞かせていただきながら、本町のまちづくりをどのように構築するのかを皆様と議論を

重ね、地域力を発揮した町民が安心して暮らすことができ、豊かな地域社会に加え、まちの個性をいかした多様性と創造性にあふれる社会の実現に向け全力を挙げます。

このため、財政の健全化に意を用いながら町民に直接関連するものに力を注ぎ、子育てしやすい環境づくりや高齢者の支援対策、更にはまちの活性化と人口が増える施策を積極的に取り組み、町民の皆様が納得できる住んで楽しいまちづくりを進め「人が輝き躍動するまち 苦前町」を目指します。

## 平成26年度予算及び財政運営 についての基本的な考え方

我が国の景気は、緩やかに回復しつつあるとされ、先行きも世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっていますが、アベノミクスによる景気回復の動きが確かなものとなることが期待される状況です。

国では「中期財政計画」に基づき、民需主導の経済成長と財政健全化目標の達成を目指し、メリハリのある予算に加え、施策優先順位の洗い直しや無駄の徹底排除を行うこととして、歳出抑制の方針を示しています。

また、地方財政関連の概算要求では地方財政の安定的な運営を踏まえ、国の歳出の取

組と基調を合わせながら、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額は、実質的に平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとされました。

一方、本町の財政状況では、平成24年度決算で実質公債費比率が12・1パーセントと改善が進んでいるものの、経常収支比率は72・7パーセントと依然高い状況となっています。過去の大型事業による地方債償還金や各特別会計への繰出金並びに新日本海地域交流センター指定管理料及び苦前厚生クリニックスの経営赤字補てんなど、経常的支出は依然として高い水準にあること。また今後、苦前・古丹別両小学校建設や公共施設の老朽化による改修等の経費がこれまでに以上に必要となることが見込まれ、これらの事業を推進するために安定的かつ健全な財政基盤を確立し、持続していく必要があります。

このようなことから、平成26年度の予算編成では事務事業の「選択と集中」の徹底を図りながら、効率的で効果的な財政運営を目指した取組を行いました。

平成26年度の財政運営でも限られた財源を有効に活用し、最大の行政効果が得られるよう努めます。

## 町政推進の重点施策

### 産業の振興と地域活性化対策

#### (1) 農業

我が国の農業は農業者の高齢化や担い手の減少、農産物価格の低迷等により厳しい状況が続く、特にT P Pは、昨年12月の閣僚会合で2013年の「年内妥結」の目標が達成できず、交渉は多国間での通商交渉の難しさと各国が抱える国内事情が複雑に絡み、妥結への道筋は不透明な状況です。

本町の農業は経営所得安定対策による各種加算措置や産地交付金を活用しながら、今後もクリーン農業を推進するとともに、環境に配慮した環境保全型農業や土づくり対策を進めます。

また、農業生産基盤の整備は農業者の負担軽減対策や中山間地域等直接支払交付金、日本型直接支払制度等を活用し、営農支援や農地・農業用施設等の保全を進めます。

畜産関係では酪農ヘルパー利用組合の運営や乳牛の資質向上対策を支援するほか、現在上平地区共同利用模範牧場で進められている道営草地畜産基盤整備事業の草地整備・造成のほか、町内の酪農家が待望していた育成舎が一部完成し、昨年の冬期舎飼から一部

供用開始しました。  
エゾシカによる本町の農業

被害は、侵入防止柵の整備や個体数調整の実施効果により被害額は減少しておりますが、地元猟友会の協力を得て個体数調整を進めます。



## (2) 林業

森林は木材の生産のみならず、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収など様々な公益的機能を有しています。

このため、苦前町森林整備計画に基づき森林施業を計画的に実施するため、森林組合が行う森林施業の啓蒙普及活動や一般民有林の造林・除間伐に伴う森林所有者の負担軽減への支援を行います。

町有林でも整備した林業専用道を利用して適切な保育管理を行い、森林づくりに努めます。

## (3) 漁業

漁業では異常気象による海水温の上昇や天候不順に加え、水産資源の減少や魚価の低迷

など、大変厳しい状況が続いています。

東日本大震災により本町のホタテ半成貝の取引は大きな影響を受けましたが、東北地方への出荷が回復する中で韓国への出荷が行われるなど今後も取引を進めていく必要があります。

また、各種種苗放流等による資源増大に向けた取組を継続するほか、漁協が種苗生産したナマコを放流後、生育状況を調査するなど安定した種苗放流の取組を支援します。

国直轄事業の苦前漁港は、荷捌所前面の屋根付き岸壁が完成して供用開始されていますが、これに繋がるマイナス3・5メートル岸壁が完成する予定であり、更なる衛生管理型漁港の整備が推進されます。

## (4) 商工観光

商工業を取り巻く状況は、長引く不況と後継者不足等に伴う店主の高齢化、そして車社会がもたらす購買力の町外への流出など非常に厳しい状況が続いています。

これらに対応するため、引き続き苦前町商工会が行う小規模事業者の経営改善に向けた取組や町民とのつながりを深める活動を支援します。また、既存商店の形態維持や消費者の利便性に考慮した商店街元気づくり支援対策の実施に加え、中小企業振興利子補給の拡充を図ります。

観光は、町民と観光客の交流を通じた「地域力」を高める北海道風車まつりを創り上げるとともに、町民が思い描くまちの宝物を「苦前町の宝」として公募・選定し、地域資源の洗い直しや観光資源の再評価を進めながら、観光マスタープランの策定に向け調査研究します。

新日本海地域交流センター及びななかまどの館は、引き続きサービスの向上と効率的な運営を促進するとともに、町民のための施設として、また地域の活性化に寄与する施設として適正な管理運営が図られるよう努めます。

## (5) 風力発電の有効利用

世界規模で地球環境問題が重要視され、再生可能エネルギー導入拡大が急務である中、隣国の大気汚染拡大や我が国の原子力発電再稼働問題など、環境政策とエネルギー政策の再構築が最重要課題と認識させられたところです。

国策による固定価格買取制度の制定や道北地区における送電線整備の決定により、風力発電をはじめとする再生可能エネルギー導入の機運はますます高まっています。

「風かおるまちとままえ」の実践のため、風力発電の発信基地として、引き続き積極的な視察対応や情報提供を行い、更なる風力発電や環境教育の普及を推進するとともに、

風力発電からグリーン水素を製造する実証試験を行うなど、風という地域資源をいかした「町内循環型エネルギー」の構築を目指したいと考えています。

今後も「風力発電のまち」として、全国的な風力発電の連携を図りながら、町営風力発電所の安定的な運営と自主管理体制の充実に努めます。



## 社会福祉の充実と健康づくりの推進

### (1) 「明るく活力ある超高齢社会」の構築

本町の本年1月1日現在の高齢化率は38・1パーセントであり、その伸びは鈍化しつつありますが、75歳以上人口に限ってみますと依然として増加傾向にあり、その割合も上昇し続けています。

こうした超高齢社会の到来を目前に控え、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進

めるためには、様々な生活課題を地域のあらゆる資源を有効活用しながら解決していくことが必要であり、そうした地域全体をつなぎ支える基盤があつてこそ、住み慣れたこの地域での生活が持続可能になるものと考えます。

そのためには、行政と住民や関係団体が自らの役割を明確にし、それぞれの能力が発揮される環境を整え、地域の課題に積極的に関与していくことが必要であります。

また高齢者の明るく活力ある姿を維持するためには、健康づくり、介護予防、居場所づくりなどの様々な取組が重要となりますが、地域包括支援センターが中心となって関係機関との連携、協力体制を構築し、継続的かつ体系的に進めていく必要があります。

支援センターの中心的機能や認知症対策の強化により、十分な効果が得られるよう積極的に取り組まします。

介護保険制度の運営は、平成24年度からの第5期事業計画の最終年度となりますが、平成27年度以降の制度改正が予定されていることもあり、引き続き高齢者の実態を踏まえた介護基盤の整備に努めます。

### (2) 医療機関等の充実及び支援

地域医療は、医師不足や診療報酬の改定等による経営悪

化など厳しい状況が続き、近隣の医療機関でも同様の状況にあります。

医師不足は、この地域の中央核病院である北海道立羽幌病院でも同様であり、診療体制にも影響があることから、医師確保は近隣町村と協力し取り組みます。

本町では2医療機関と歯科診療所が開設されていますが、住民の皆様が安心して医療を受けることができるよう必要な支援を行うとともに、地域医療や医療施設の今後のあり方も住民ニーズや費用対効果を勘案し、引き続き検討を重ねます。

### (3) 子育て支援の推進

安心して子どもを産み育て健やかな成長のため、乳幼児健診や相談、家庭訪問、健康教育など母子保健事業を引き続き実施します。



地域における子育て支援では、昔前保育園と古丹別保育所に子育て支援センターの設置を継続するとともに、就業前幼児の発達支援保育の実施のため、保育士加配とその他必要な環境整備を行います。また、中学生までの医療費の無料化も継続実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

### (4) 障がい者福祉施策等の推進

「ノーマライゼーション」の理念のもと障がいの有無にかかわらず、地域住民相互が人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すとともに、障害者総合支援法に基づき障がいや難病を抱えている方などに対し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の必要なサービスの充実をより一層図ります。

### (5) 社会福祉協議会・福祉団体等の支援

社会福祉協議会は地域住民に身近で、行政と地域住民をつなぐ組織であり、地域福祉の推進に大きな役割を担っています。居宅介護支援事業、訪問介護事業のほか、在宅高齢者の生活支援や安否確認などに取り組み、積極的に事業を展開しています。

しかしながら、その運営は、不安定な財務基盤の上に成り

立っているとともに、地域福祉事業を推進するための人材も不足していることから、町では財政面での支援とともに、職員育成と事業運営への支援を継続して行い、地域福祉の推進のため連携を図っていく必要があるものと考えています。

地域福祉に対するニーズや課題は年々複雑化しており、そのほかの社会福祉団体、ボランティア組織や住民組織、民生児童委員にも充実した活動が求められています。

それぞれの役割を果たしながら、かつ行政との連携のもとに一体となつて地域福祉を推進していくことにより、様々なニーズや課題にも柔軟に対応できるとの考えのもと、各関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会福祉団体等に対して支援を行います。

### (6) 健康づくりの推進

増加する生活習慣病や各種疾病構造の変化に対応するため、各種健康診査の実施、受診勧奨及び保健指導のほか、健康づくりや食生活改善に関する住民活動の支援を継続するとともに、各種教室活動や相談事業を通じて自らの健康管理ができるよう必要な取り組みを進めます。

健やかな身体や心が育つ基盤となる基本的な生活習慣や親子関係は、乳幼児期の影響

が大きく母子保健の推進が重要なことから、妊娠期の親支援から育児・両親学級を通じて親子の愛着形成を深める事業を継続するほか、訪問による親子の支援の拡充を図ります。また、乳幼児等への予防接種費用助成を実施し、疾病予防対策を推進します。



生活環境の整備

### (1) 道路の整備

町道の整備は地域の要望を取り入れた事業を進めていますが、平成26年度も継続事業である東川川南線、旭長島線新規事業である岩見川北4号線など4路線の整備を行い、あわせて11路線の歩道、車道の補修工事等を実施し、車両及び歩行者の安全な道路の確保に努めます。

また、平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化の進んでいる幌内橋の全面架替工事を2年間

で実施し、道路交通上の危険箇所解消及び地域住民の利便性の向上に努めます。町道の維持等は国の交付金事業等を活用し、主要幹線道路の総点検を実施するなど、一年を通じて道路利用者の安全を確保するとともに、地域の要望に速やかに対応する維持管理を行い、円滑な道路環境整備に努めます。

### (2) 河川の整備

北海道が事業主体となり実施している古丹別川改修工事は、予定どおり上流工区である東川地区の整備を行うこととなつていますが、平成26年度も期成会等関係機関の協力を得て、一年でも早い全工区完成に向け事業主体である北海道とより一層の連携を図りながら、地元の要望が反映された治水事業の推進を支援します。

町管理河川である普通河川は河川の機能保全に重点を置き、河床低下が著しく護岸倒壊の危険性がある3河川の補修工事を実施するなど、適正な維持管理を行います。

### (3) 町営住宅等の整備

町営住宅は平成24年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、各団地単位に国の交付金事業で整備改修を実施します。

事業内容は各団地の住棟毎の経過年数や改善履歴等によ

り改修内容が異なりますが、各団地の適切な管理戸数を維持しながら住民ニーズに合った団地形成を行います。

具体的には東団地は年次計画により新たな団地形成を目指し、居住水準の向上を目的とした水洗化や浴室の設置、住戸内手すりの設置など状況を勘案しながら、高齢者対応の住戸改善を実施します。

平成26年度は、1棟4戸の住棟の屋根外壁などの長寿命化改修と合わせて住戸内改善を実施します。また、一部住棟の解体を行います。

北斗団地・天竜団地は、浴室改修などの改善工事を行い、その他の各団地も住棟毎の計画的な事業執行を今後も行います。

更に住環境整備事業補助金も引き続き助成を実施し、快適で良質な住環境の整備とともに定住促進を図ります。

#### (4) 水道施設の整備

水道は日常生活に欠くことのできない基盤施設であるため、水質の保全と安定的な供給を最優先事項と考えており、平成26年度も年次計画に基づき老朽化による機能低下が著しい浄水場、ポンプ場内の機器の更新を実施し、適切な維持管理に努めます。

また、北海道が事業主体で行っている古丹別川改修事業に伴い支障となる水道本管は、移設補償工事を予定している

ことから、断水等の事故防止に努めるなど常に問題点を把握し簡易水道事業の円滑な運営を図ります。

#### (5) 交通対策

町民の生活交通網を維持するため、関係機関との連携のもとにバス路線の確保とバス待合所の維持管理など利便性の向上に努め、沿岸バスを利用した高校通学生への支援を行います。

また、外出に不便をきたしている高齢者等の移動手段として、ここにこにタクシー実証運行事業を実施し、地域活性化と福祉向上対策を推進します。

#### (6) 生活排水等処理対策の推進

下水道整備は当初の事業計画に基づき、平成25年度から古丹別第2処理区の処理場が一部供用を開始しています。平成26年度は道道苫前小平線と古丹別小学校周辺の汚水管渠布設工事を実施し、平成27年度の完成を目標に衛生的で住みよい生活環境の整備を図るとともに、水洗化普及向上に向け広く住民にPRを行います。

更に一般家庭等の水洗化普及向上に向け、補助金を増額する規則改正を行ったことから、広く住民へ普及に向けたPRを図るとともに、平成21年度

に導入した苫前、古丹別市街地以外の地域の合併浄化槽設置事業を継続し、全町の生活排水処理に関する地域間格差の解消を目指します。

#### (7) し尿処理の推進

羽幌町外2町村衛生施設組合で処理を行うし尿処理は、既存施設の老朽化が進み、更新の時期にきていることから、広域によるスクラムミックス事業（汚水処理施設共同整備事業）の事務を進めます。

#### 地域主権型社会に向けた対応

従前から課題である公共施設の耐震化及び災害発生に備え、資機材などの備蓄・整備を進めます。

#### 地域主権型社会に向けた対応

地方分権の進展とともに、個性豊かで活力ある地域社会の実現のため市町村の役割と責任はより大きくなり、地域のことは地域で決めるといふ「地域主権型社会」の実現に向けた対応がより一層求められています。

このため、これまで以上に町民との対話を大切にした町民主体のまちづくりを基本とし、国が進める各種施策の動向を踏まえながら、地域振興を目指した様々な行政課題に取り組むとともに、地域住民が地域の課題を学び主体的に解決策を議論する取組を進めます。

#### 生涯学習社会の構築

町民一人ひとりが生きがいと潤いのある人生を過ごすためには、主体的な学習活動を通じて自らを高め、心を豊かにしていくことが必要であることから、本町の豊かな自然環境や地域資源などをいかした様々な学習機会の充実に努めます。

また、多様な学習機会の拡大や学習成果をいかせるような環境づくりのため、生涯学

習推進体制の充実を図り、魅力あふれる地域づくりを実践する人材育成や町民が主体的に取り組むまちづくり活動に對し支援します。

#### 〇むすび

以上、平成26年度の町政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたが、この一つ一つが町民の皆様方の日々の生活を支え、優しさを感じられるまちにつながることを望んでいるものです。

今後も地方自治体は、厳しい状況が続くものと思われまします。また、本町も過疎化、高齢化が進行しており、厳しい現実を迎えています。

このような状況だからこそ全町民が一体となりスクラムを組み、互いに協力し知恵を出し合いながら高い志をもって困難に立ち向かうことで、将来的には「活力に満ちあふれる心ゆたかな人が躍動するまち」に近づくことができるものと信じています。

今こそ本町が有する潜在力を発揮し、本町の一次産業をベースとした地域資源の再確認と磨き上げに加え、その魅力を更に高めていくために、全力を尽くす所存です。

町民各位並びに議員各位におかれましては、一層の御理解と御協力を心からお願ひ申し上げます。

# 苫前町教育行政執行方針 学校教育と社会教育 (概要)

原文については、役場と古丹別支所に設置しております。ご自由にご覧ください。



国では、教育委員会制度の抜本的改革の議論と、「土曜授業」の検討が始まるなど、教育をめぐる情勢は転換期を迎えようとしております。

しかし、地方教育行政が担う「家庭で生かす」基本的な教育体系は変わるものではなく、引き続きあるべき姿の実現を目指します。

学校教育では「学校で学び、家庭で学習し、地域で育てる」三つの環の教育機能の充実、環境づくりを進め「元氣いっぱい！笑顔きらめく苫前の子ども」をテーマに、学

力の向上と、あらゆる活動の源である体力向上や健康保持・増進に取り組みます。

社会教育では「学びの輪がつながる郷土への思い、チャレンジできる人づくり」をテーマとした「第7次苫前町社会教育中期計画」と「苫前町子どもの読書活動推進計画」も4年目を迎えるため、計画目標の達成に向け、生涯学習や読書活動の推進への条件整備と次期計画策定の準備を進めます。

このような基本姿勢の下、苫前町教育委員会では4本の柱を掲げ、家庭や学校、地域をはじめ関係機関・団体が一丸となって特色ある教育の推進に努めます。

## 家庭・地域における 学びの環境づくり

### 家庭・地域総ぐるみで 取り組む教育環境づくり

子どもが健康で心豊かに成長できるように、心身の発達の助長に重要な役割が「家庭」で、家庭での教育が生涯教育のスタート地点です。

留萌管内「親力」つむぎ検討チームと共催、幼児期の親と子を対象としたモデル事業の実施や発達段階に応じた体験学習の機会を充実し、家庭教育を支援します。

なかよし広場など育児不安を解消するための相談体制や情報提供、地域で孤立せず安心して子育てができる環境を整えます。

また、一日体験入学など親が集まる機会での学習機会や親育事業など、PTAと連携して親の役割や心得を学ぶ機会の提供に努めます。さらには北海道家庭教育サポート企業等と協働し、人材や場

の活用、家庭の生活習慣の向上を啓発します。

地域社会は子どもが様々な人の関わりから自主性と社会性を育み、主体的に活動するための基礎を身に付ける場であり、家庭や学校との緊密な連携が欠かせません。

子ども自身に社会の一員という自覚を持たせることや地域の大人がそれぞれの立場から子どもに対して関心を持ち、「地域全体で子どもを育てる」という気運を高めることが大切だと考えています。

そのため、学校・家庭・地域が連携し、すべての住民が様々な形で子どもたちの育成に関わることができる体制づくりや家庭・学校教育の支援に向けた施策を展開し、地域の教育力向上を目指します。

少子化や指導者の不足から活動が停滞している子ども会活動は、単位子ども会の再編やかるた普及活動の突破口に、地域子ども会活動の活性化への支援・協力を図ります。

## 地域における学びと 活動の場・機会の充実

誰もがその個性と能力を発揮し、社会で活躍するには、生涯学習の振興が重要です。公民館講座を充実、多様な学習機会を提供するとともに、それを地域で生かすことができる仕組みづくりを推進します。

住民一人ひとりがよりよい地域づくりに主体的な行動ができるよう、学習活動を通じて新たなコミュニティ形成の促進を図るとともに、地域課題への共通理解を進め、その解決を目指す行動化への働きかけに取り組みます。

また、地域を見守る住民の集い

やふるさと教育セミナーなどの各種研修を通じて、地域の教育での具体的な活動事例を学ぶ機会を提供し、学びが地域で循環する社会の構築を進めます。さらに公民館の様々な活動や機能に結びついた運営を心がけ、住民の学習活動を支援します。

文化芸術活動の振興では、住民が優れた芸術文化に触れることができる機会を多く提供するとともに、住民参加の作品展や舞台発表、町民劇など自らが文化を創造できる環境を整えます。

また、先人達が築き上げた郷土の文化を継承するため、地域資源や文化財等を活用したふるさと教育の充実や、三浦綾子記念文学館の協力を得て、本町にゆかりのある三浦綾子氏の長編小説「天北原野」の移動展を開催し、まさに愛着と誇りをもつことができる風土を醸成します。

明るく豊かで活力ある社会の形成には、まず町民一人ひとりが望ましい生活習慣を身に付け、スポーツや運動の実践により健やかな身体を育むことが必要です。それぞれの個性やライフスタイルに応じて健康づくりを図るために、ウォーキングコースの普及並びに足腰の負担を軽減、安全に運動ができるノルディックウォーキングなど年間通して住民が多様なスポーツ活動に参加できる施設の有効活用を努めます。

## 社会の信頼に応える 学校づくりの推進

### 創意と活力ある 学校づくりの推進

子どもたちの個性を伸ばすため、創意工夫のある教育活動には、校

長の強いリーダーシップと明確なビジョンのもと、全教職員が一体となり学校づくりを行う必要があります。

また「活力ある開かれた学校づくり」を進めるには、学校が積極的に情報を発信するとともに、保護者や地域の意向を把握して学校運営に反映する双方向性が欠かせません。そのため授業や行事を地域に公開、学校評価の公表や学校関係者評価の実施により、学校・家庭・地域が一体となった学校運営が図られるよう校長会等との連携を図ります。

特別支援教育は障がいのある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた支援の充実を図るため、校内委員会やコーディネーターを中心に校内支援体制を充実します。あわせて、道立特別支援教育センター等の専門機関と連携した研修や、特別支援学校や北海道教育委員会の巡回相談事業を活用し、きめ細かな教育支援に努めます。

## 揺るぎない信頼性を 高める体制の確立

学校教育の充実、発展には教職への使命と責任を自覚し、子どもへの愛情と教育に対する情熱、専門家としての確かな力量、総合的な人間力を備えた教員が必要です。このことから、転入教職員の町内視察研修のほか、校内や外部研修への参加、近隣小学校を含めた若手教員の指導を行う巡回指導教員を苫前小学校に設置するなど、人材育成体制の整備に努めます。

また、苫前町教育研究所や苫前町教育研究協議会への支援を行い、指定校公開授業、自主公開授業など学力向上への学習指導の工夫改善により、教育機能が高い信頼さ

れる学校づくりに努めます。そのうえで保育施設と小学校、中学校、高等学校の連携を密にし、一人ひとりの個性に応じた教育ができる体制の実現を目指します。あわせて、教職員の服務規律の徹底、情報管理の強化など規範意識の強化に努め、入学式や卒業式などでの国旗掲揚や国歌斉唱は、学習指導要領により適切に実施されるよう取り組みます。

子どもの安全・安心の確保は、各学校による通学路等の安全点検や避難訓練などの安全教育の充実を図ります。また、通学路等のパトロールボランティアなど民生児童委員、PTAや関係機関と連携し、地域ぐるみの取り組みを推進します。

また、中学校で必修化された武道は、本町では剣道を実施していますが安全対策を万全に、我が国固有の伝統文化への関心と理解を深め、意欲や技術を高めるための働きかけを行います。

昔前・古丹別両小学校の耐震化は、今年度より古丹別小学校改築を着工し、来年度の完成を目指します。また、昔前小学校改築も来年の着工を目標に関係事務を進めます。

### 自立し社会で生きる

#### 実践的な力の育成

#### 確かな学力を育む教育の充実

「確かな学力」を育むため、学校、家庭との連携を図りながら「はや寝・はや起き・朝ごはん」の定着等、子どもたちの生活リズムの確立への取り組みを進めます。

全国学力・学習状況調査は、本年度も全学校が参加、その結果を

分析し学力向上につなげます。その際には競争心を煽るのではなく、子どもが自然に切磋琢磨する環境づくりに努めます。

一つの授業に複数の教員が指導する「ティームティーチング授業」は、授業を進める教員とつまずき感を持つ子どもへ対応する教員とが役割分担により授業をします。学習意欲の向上へのきつかけとして非常に有効な手法であるため、各学校で取り組みます。

昔前・古丹別両地区に配置している「学校教育支援員」は、児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導により大きな成果を収めているため、引き続き配置し、特別な配慮が必要な児童生徒への支援を中心にティームティーチングへも活用し、わかりやすい授業づくりを目指します。

放課後や長期休業中の学習をサポートするため、各学校で補助的な学習機会を設けるほか、児童生徒の主体性な学習サポート事業「学びの寺子屋」を通じ、家庭学習の定着促進に取り組むとともに、子どもたちが自立心や協調性を学び、生活習慣や社会性の向上を目指すため、自然体験活動の展開や宿泊体験事業の充実を図ります。

#### 主体的に対応する 力を育む教育の推進

読書活動が基礎学力や考える力と感性や創造性を醸成するため、各学校での朝読書の推進や多様な図書資料、図書館環境の整備などの充実を努めます。

昔前町子ども読書活動推進計画に基づき、保育園・各小学校・公民館図書室が独自の読書推進活動を進めるとともに、公民館図書室を中心に連携し、発達段階に応

じた図書の提供、効果的な読書普及活動の支援に努めます。

子どもが自ら学ぶ楽しさを感じ、社会で生きる力を身につけるには、コミュニケーション能力や表現力の育成などが重要です。そのため、学校と地域が連携・融合し、勤労観や職業観を育み、将来の進路の参考となるキャリア教育の充実を図ります。

小学校高学年より必修化された「外国語活動」は、将来的に開始時期が3年生に引き下げ、5・6年生では教科化するプランが文部科学省より示されました。また、中学校の英語の授業は、原則英語で行われる見込みとなり、教員確保や指導力向上が課題となります。このような国の英語教育の転換には、現在配置している外国人英語指導助手の存在が、これまで以上に重要となります。

小学校では発達段階に応じた国際理解やコミュニケーションを積極的に深めようとする態度の育成を図り、中学校では実践的な外国語教育を充実し、グローバル化が進む社会に必要な能力を身に付けるための基礎づくりとします。

#### 地域総ぐるみで推進する 魅力ある商業高校への支援

昔前商業高等学校は職業高校の特質を最大限活用し、地域や産業と連携したキャリア教育を充実させ、本町や留萌管内の活性化を視野に入れた教育と職業実践を推進町民にもかけがえのない実践教育の拠点として位置づける必要があります。

生徒数の確保が課題ですが、生徒募集活動では同校後援会と連携を図り、魅力ある学校づくりへの支援方法を模索します。また、町

外からの入学生徒に対応する若者交流センターの管理運営を適切に行い、受け入れ環境の充実を図ります。

#### 個性と健やかな体を 育む教育の推進

#### 豊かな人間性や社会性を 育む教育の充実

子どもの豊かな人間性や社会性を育むには本物に触れる体験が必要であるため、宿泊体験や学社融合事業を通じて自然や生活体験、異世代交流の場を創出と文化芸術を体験する機会確保に努めます。

また、子どもの問題行動の防止・早期発見に努め、その行動の多様化や複雑化に対応するため、学校内での情報の共有、家庭や地域、関係機関や専門機関との連携を密に、教育相談の充実と指導体制の充実を図ります。加えて子どもの規範意識や道徳教育は、文部科学省が作成する「心のノート」を活用し、命の大切さや思いやりの心を養います。

さらに、ICT教育の充実として、全校にタブレット端末を試験導入し、児童生徒の興味関心を高める授業づくりを模索するとともに、教員の技術向上を図ります。あわせて関係機関と連携したインターネットの適切な利活用の指導にも努めます。

#### 健やかな心身を培う 教育の推進

生涯を通じて運動に親しみ健康を保持できるよう、幼児から高齢者までが参加できるチャレンジデー、夏休みラジオ体操会、ジュニアスイミング教室、地域ぐるみで行うマラソン大会、とままえ冬

の大運動会等スポーツの機会を拡充します。

住民の誰もが日常的にどこでも運動ができる環境を整えるため、住民主体が運営を行う町民参加型スポーツクラブの活動を支援します。また、学校でも「体力づくり1校1実践」を継続し、スポーツの楽しさの実感と生活習慣の確立、体力・運動能力の向上を図ります。

安心・安全な学校給食を提供するため、職員一人ひとりが衛生管理基準を遵守し、食材や異物混入などのチェックを厳しく行います。また、「おにぎりの日」や「お弁当の日」など家庭での食生活の充実などにも、栄養教諭を中核とした食育の推進に取り組み、「リクエスト給食」や「バイキング給食」などバラエティに富んだ給食を提供と地場産物を積極的に活用します。

また、児童生徒の歯や口腔の健康づくりのため、すでに小学校で実施しているフッ化物洗口事業を、中学校においても教員や保護者の理解を得ながら適切に推進して参ります。

全ての町民が「夢や希望」を持ち続け、「人が輝き躍動するまち」の実現のため、町民各位の学習活動への自主的・自発的な参画と、教育行政に対する特段のご支援とご協力をお願い申し上げます。

## 消費税の増税に伴い

# 町内の施設使用料を変更します

平成26年4月1日付けで消費税がこれまでの5パーセントから8パーセントに上がることから、次に掲げる施設使用料が変更となります。

### ○使用料が変更となる施設

- ・ 苫前町公民館 ・ 苫前町農村環境改善センター ・ 苫前町福祉センター
- ・ 苫前町野球場 ・ 苫前町社会体育館 ・ 苫前町スポーツセンター
- ・ 両スキー場リフト ・ B & G 海洋センター ・ とままえ夕陽ヶ丘オートキャンプ場

なお、戸籍・住民票・納税証明等の手数料や住宅や上・下水道使用料などは現状のままの金額で変更しませんので、お知らせします。

### ○苫前町公民館使用料

部 屋 名	料金区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	留意事項
講堂	使用料	6,480円	10,800円	15,120円	32,400円	※社会教育団体・サークルや営利目的団体が使用する際の使用料は金額が異なります。 ※左記の部屋以外の料金、また音響・照明機器等の使用料も変更しております。
	冷暖房料	3,240円	5,400円	7,560円	16,200円	
ステージ	使用料	2,160円	3,240円	3,770円	9,170円	
	冷暖房料	1,080円	1,610円	1,880円	4,580円	
小会議室	使用料	1,080円	1,290円	1,390円	3,770円	
研修室	暖房料	530円	640円	700円	1,880円	
茶室	使用料	1,080円	1,720円	1,940円	4,750円	お問い合わせは 苫前町公民館(☎65-4076)
	暖房料	530円	860円	970円	2,370円	

### ○苫前町農村環境改善センター使用料

部 屋 名	料金区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	留意事項
生活技術研修室・視聴覚研修室・農村研修室	使用料	1,610円	2,160円	2,370円	6,150円	※社会教育団体・サークルや営利目的団体が使用する際の使用料は金額が異なります。 ※左記以外に調理器具の使用料も変更しております。
	暖房料	800円	1,080円	1,180円	3,070円	
和室研修室(1・2号)	使用料	1,080円	1,720円	1,940円	4,750円	
	暖房料	530円	860円	970円	2,370円	
多目的ホール	使用料	3,240円	5,400円	5,930円	14,570円	お問い合わせは 苫前町公民館(☎65-4076)
	暖房料	1,610円	2,690円	2,960円	7,280円	

### ○苫前町福祉センター使用料

部 屋 名	料金区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	留意事項
大ホール	使用料	1,780円	2,370円	3,560円	5,940円	※社会教育団体・サークルや営利目的団体が使用する際の使用料は金額が異なりますので、公民館(☎65-4076)へお問い合わせください。 ※シルバープラザの使用料は変更していません。
	暖房料	2,160円	3,020円	3,020円	8,200円	
和室(1・2・3号)	使用料	370円	480円	590円	1,180円	
	暖房料	640円	640円	640円	1,940円	
研修室	使用料	480円	590円	750円	1,450円	
	暖房料	640円	640円	640円	1,940円	
調理室	使用料	480円	590円	750円	1,450円	お問い合わせは 苫前町公民館(☎65-4076)
	コンロ台費	430円	430円	430円	1,290円	

※今回、苫前町郷土資料館・考古資料館入館料は、料金を変更していません。



## ○苦前町スポーツセンター使用料

区 分	料金区分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	留意事項
営利を目的とする場合	使用料	21,600円	27,000円	37,800円	86,400円	※町内の社会体育団体・サークルまたは個人がスポーツの利用で当施設を利用する際は、使用料はかかりません。
	暖房料	4,860円	8,100円	6,480円	19,440円	
目的以外に使用の場合	使用料	8,640円	10,800円	12,960円	32,400円	
	暖房料	4,860円	8,100円	6,480円	19,440円	

## ○苦前町野球場夜間照明使用料

区 分	使用料	留意事項
営利を目的としない場合	1時間以内の場合 160円 2時間以内の場合 320円 3時間以内の場合 480円 3時間超 50円加算(20分)	※町内の団体等が照明器(6台)を使用する際は、コイン1枚当たり(20分使用可能)320円かかります。 ※野球場の目的外使用料金も変更となっておりますので、公民館(☎65-4076)へお問い合わせください。
営利を目的とする場合	1時間以内の場合 320円 2時間以内の場合 640円 3時間以内の場合 970円 3時間超 100円加算(20分)	
		お問い合わせは 苦前町公民館(☎65-4076)

## ○苦前町社会体育館使用料

区 分	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時
営利を目的とする場合	6,480円	8,100円	9,720円	24,300円
目的以外に使用の場合	2,160円	2,700円	3,240円	8,100円

## ○苦前町スキー場リフト使用料

区 分	1日券	シーズン券
小・中学生	100円	510円
高校生	200円	1,020円
一 般	310円	2,080円

## ○B&G海洋センター使用料

区 分	1日券	シーズン券	
小・中学生	町内	50円	510円
	町外	100円	510円
高校生	町内	100円	1,020円
	町外	200円	1,020円
一 般	町内	200円	2,050円
	町外	300円	3,080円

留意事項
※社会体育館を町内の社会体育団体・サークルまたは個人がスポーツで利用する際は、使用料はかかりません。 ※スキー場及びB&G海洋センターの1日券の料金は変更しておりません。また、同施設を小学生未満の子どもが利用する際は、料金はかかりません。

## ○オートキャンプ場使用料

区 画	使用料	
オートキャンプサイト (流し台・電源ユニット付)	1サイト1泊	4,100円
フリーテントサイトA	1サイト1泊	2,050円
※フリーテントサイトB及びシャワー、コインランドリー等の使用料は変更していません。		
お問い合わせは 企画振興課商工観光係 (☎64-2212)		



住民の皆様が利用される施設としてサービスの低下とならないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

苦前町